

平成26年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

平成26年4月4日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成26年4月4日(金) 午前16時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 藤村紀章 2番 佐藤和

3番 野中秀人 5番 糸井淳

6番 倉橋重基 7番 新山昌樹

8番 大山久雄 9番 鈴木八寿男

10番 藤川栄 11番 黒澤龍己

12番 青柳良成 13番 真崎純孝

14番 高橋政敏 15番 門脇博美

16番 山手善美 17番 石郷岡勇一

18番 千葉惣永 19番 佐藤善栄

20番 藤原由悦 21番 田村博美

22番 山本實 24番 藤村隆清

25番 辻均 26番 沢山純一

27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (1人)

4番 三浦猛

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

16番 山手 善美

17番 石郷岡 勇一

第5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する回答書について
- (3) 農地法施行規則第32条(2a未満の農業用施設への転用)の規定による届出について

2. 議 事

- (1) 議案第15号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第16号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第17号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定に
- (4) 議案第18号
農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- (5) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤村 一栄 参 事 伊藤 一彦
局長補佐 門脇 益美 主 事 高橋 直人

7. 書 記

局長補佐 門脇 益美

8. 議事録署名員

9. 会議の概要

- 議 長 ただ今から平成26年第6回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 本日は午後からの総会です。
- 議 長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よ
つて、本総会は定足数に達しております。
- 議 長 次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでし
ょうか。
- 『異議なし』の声
- 議 長 それでは議事録署名員に16番山手委員、17番石後岡委員兩名を指名
します。会議書記には門脇補佐を指名します。
- 議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。
- 『異議なし』の声
- 議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。
- 伊藤参事 《会務諸報告の朗読及び説明》(16時08分)
- 議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け
したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。
- 伊藤参事 報告1。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が
2件あり、受理した旨通知したことをご報告いたします。届出者、土地の
詳細等は資料に記載のとおりでございます。2件全てが相続による所有権
の取得となっております。以上です。

伊藤参事 報告2。農地の転用事実に関する回答書

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します

議長 説明をお願いします。(16:16)

門脇補佐 議案第15号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成26年4月4日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

門脇補佐 整理番号1番から説明します。申請農地は上桧木内地区、合計3筆、地目は登記簿、現況共に田、合計面積4,527㎡です。譲渡人、譲受人とも西木町上桧木内に住んでいる方です。無償の所有権移転の申請でございます。整理番号2番。申請農地は西木町上荒井地区、合計31筆、合計面積26,743㎡です。譲渡人の農地の全部を後継者へ贈与による所有権移転の申請でございます。続きまして整理番号3番。申請農地は田沢湖生保内地区、1筆、地目田、面積2,185㎡です。親子間の使用貸借の設定でございます。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告に入ります。整理番号1番については、3番野中委員よりお願いします。

3番野中 整理番号1番について、3月30日現地で聞き取りを行ってきたので3条調書に基づき現地確認報告します。譲受人の農地は全て耕作されており保有している農機具の能力、農作業に従事する家族状況等から見て耕作事業に供する農地の全てを効率的に利用されております。又、申請地は譲受人が長年に渡り耕作してきているもので、50数年前売買により譲受人の農地となったが所有権移転の手続きがされていなかったため兩人

が協議の上所有権移転の申請となった。本件の権利取得により、周辺農地利用に関する支障は生じないもの考えられます。

議長 次に、整理番号2番については、7番新山委員よりお願いします。

6番新山 整理番号2番について、報告します。譲受人は譲渡人家に居住してから農業に携わり、譲渡人と共に農地を耕作してきたので贈与による所有権移転の申請には何ら問題は無いものと考えます。

議長 整理番号3番については、6番倉橋委員よりお願いします。

倉橋委員 借受人はフロンテアの研修生で3月卒業され、4月より父親の所有する農地を使用貸借し新規就農者として農業経営を行っていくための申請であり、問題は無いと考えます。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第15号の案件については、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第15号の案件については許可することに決定します。(16時25分)

議長 次に、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成26年4月4日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

伊藤参事 内容を説明します。整理番号1番角館町八割地区、地目畑、面積181

m²、貸付人と、借受人は孫と祖父の関係です。転用目的は一般個人住宅であり転用事由は結婚を機に住宅を新築する為の申請です。詳細については総会資料へ付近の見取り図、事業計画書、被害防除計画書、計画平面図より確認ください。次ぎに整理番号2番について説明します。西木町上荒井地区、地目田、合計4筆、合計面積3,985m²、転用目はが商業サービス、コンビニエンスストアで店舗186.32m²、駐車場及び通路が3,798.68m²です。詳細については総会資料の案内図、事業計画書、被害防除計画書、配置図、計画平面図でご確認ください。又、雇用は出来るだけ地元雇用する。宅配サービスも実施したい。隣接農地の承諾、土地改良区からの同意書の添付もあります。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告、整理番号1番については26番辻委員をお願いします。

辻委員 整理番号1番について報告します。家屋調査士立ち会いのもとに確認して参りました。資料にもあるとおり道路と山の間で田の農地とも隣接しているカ所ではないので問題は無いと思います。

議長 次ぎに整理番号2番について新山委員をお願いします。

新山委員 現地確認の報告を申し上げます。事務局の説明のとおりでございますが、事業主に対し土地改良、水路等についてはくれぐれも問題にならないように念をおして参りました。

議長 現地報告が終わりました、ご意見ご質問等ございませんか。

・・・ 2番佐藤委員より・・・

議長 はい、2番佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 貸借の年数とか設定されているものですか。

伊藤参事 コンビニエンスストアと譲受人との貸借年数の設定は15年間とありま

した。

議長 ほかにご意見、ご質問等ありませんか。

議長 21番田村委員どうぞ。

田村委員 これまで転用の許可の決定を受けながら実施していない経緯もあるのでそのようにならないよう委員、事務局でしっかり指導していかなければならないと考えます。

伊藤参事 田村委員のご意見に対しまして回答します。実際3ヶ月経過後進捗状況報告する事が義務付けられておりますし、完了予定も計画にありますので、実施されていくよう指導してまいります。

議長 ただいまの事務局の回答でご了承いただけましたでしょうか。

田村委員 許可後、適正に実施されているのかをきっちり確認することが農業委員会の義務だと思います。

伊藤参事 届出のない方については再度、通知等で確認をしていきます。

議長 他にありませんか

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第16号については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第16号については、許可相当とすることに決定します。 (16時39分)

議長 それでは、議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程します。

整理番号7番を上程します。説明に入る前に利害関係者の退席を求めま

す。

委員退席（16時40分）

議長 説明をお願いします。

伊藤参事 整理番号7番、農地の所在が西木町西明寺地区、合計7筆。登記簿現況共に田。面積が4,433㎡。設定する方は大仙市横堀に住んでる方で69歳。受ける方は41歳です。受人は農地をこれまで耕作してくれておりました方が亡くなり、その家族が農業を行わないこととなったため、期間3年、10a当たり2万円の年額88,660円で賃貸借権の設定となっております。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号7については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号7については適正と認めることに決定します。委員の復帰をお願いします。

新山委員帰席（16時45分）

議長 次に、整理番号13番14番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

委員退席（16時50分）

議長 説明をお願いします。

伊藤参事 整理番号13番、農地の所在が田沢湖刺巻地区、合計5筆。

登記簿現況共に田。面積が5,588㎡。再設定の案件でございます。設定する方は64歳。受ける方は委員です。 期間3年間。賃貸借料10

a当たり米0.45表、年額2.5俵となっております。整理番号14番についても再設定でございます。農地の所在が田沢湖刺巻地区、合計15筆。面積が27,734㎡、期間3年間。賃貸借料10a当たり7,200円、年額200,000円です。設定する方は長野県諏訪郡に住んでる方で、受ける方は委員です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号13、14番については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号13番、14番については適正と認めることに決定します。委員の復帰をお願いします。

佐藤委員帰席（16時53分）

議長 次に、整理番号7番13番14番を除き一括上程致します。

議長 説明をお願いします。

参事 整理番号1番から所有権の設定が3件ございます。

整理番号1番、農地の所在が田沢湖角館東前郷。登記簿現況共に田。合計7筆の面積10,013㎡。受ける方は65歳。負債整理のため弁護士が仲介されております。申請農地の西木町西荒井は10a当たり293,114円と10a当たり500,000円、総額4万円、スーパーL資金を使つての購入となっております。整理番号2番の農地の所在が田沢湖角館東前郷。登記簿現況共に田。合計4筆の面積7,374㎡。受ける方は47歳。申請農地は西木町西荒井地区で10a当たり197,664円、173の1と2番地が10a当たり316,256円、総額2百2万

円、自己資金での購入する事となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が。登記簿現況共に田。合計2筆の2,942㎡。譲渡人は西木町門屋の方81歳。受ける方は65歳。譲渡人はこれまで家族で耕作しておりましたが今後の耕作が困難であるということと、生活資金が必要となり、譲渡人の承諾を得られたので所有権の移転をすものです。整理番号4番からは利用権の設定でございます。整理番号4番 農地の所在地田沢湖田地区、1筆、面積6,063㎡。これまでの設定を合意解約して借り受ける事でございます。期間は5年間、10aあたり米1俵、年額米6俵でございます。整理番号5番 農地の所在地田沢湖生保内で合計4筆。面積9,186㎡。先に契約しておりました方との契約期間が満了となったので受け手を替えて耕作をお願いするものでございます。期間は10年間、10aあたり米1俵、年額米9.2俵でございます。

整理番号6番 農地の所在地西木町桧木内地区の合計5筆。面積8,108㎡。耕作相手を替えて設定するものです。期間は5年間、10aあたり米1俵、年額米8俵、水利費は所有者が負担するということでございます。整理番号8番 農地の所在地西木町小淵野地区合計9筆。面積9,137㎡。設定者は本家、分家の関係でございます。これまで作業委託をしておりましたが今回正式な手続きをするものでございます。期間は5年間、10aあたり15,000円、年額137,055円で設定するものがございます。整理番号9番からは再設定の案件でございますので割愛させていただきますが、全体からみてこのような農業情勢でありますので10年の期間もあります。案件の半分は期間5年以下の設定が目立ちます。以上です。

議長

説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長

無いようですので、このように策定する事にお異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長

よって、この策定を適正と認めることに決定しています。

議長

次に農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について上程します。

説明をお願いします。

参事

説明します。農地の所在地田沢湖神代地区。地目畑。面積377㎡でございます。事由は申請者の経営規模拡大でございます。入札期日は平成26年5月19日から平成26年5月27日まで、開札時間・場所は平成26年5月29日 午前10時 東村山税務署でございます。資料として買受適格証明願いの写しを添付しております。両人は親戚関係であり、所有者の依頼を受け競売に参加したいとのことでございます。以上です。

議長

説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

『異議無し』の声

議長

それでは無いようですので競売適格証明願については適格者として認める事にご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長

よって適格者として認める事に決定いたします。(17時00分)

議長

予定されていた議案は終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。共済組合推薦委員報告は欠席ですので農協推薦委員にお願いします

藤川委員

報告事項はありませんか。

議長 議会推薦委員はありませんか

黒沢委員 報告事項はありません。

議長 土地改良推薦委員はございませんか。

石郷岡委員 大型直接払いの件についてですが、県の説明では農協に事務の委託をしておたいとのこと。他の農協では引き受けてもいいという農協もあるようなので、この後農協との話し合いをもって県の要望について、事務委託の実施にむけて頑張っていきたい思っております。

(閉会)

議長 以上をもちまして平成26年第6回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(17時06分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 年 月 日

議長 _____

署名員 16番 _____

署名員 17番 _____